

資料2

農業集落排水事業への 地方公営企業法の適用と事務移管について

川越市上下水道局

1. 農業集落排水事業とは

農業用の水路や集落内の排水路の水質保全、自然環境の保全、農村の生活環境の改善を図るため、農村におけるし尿、生活排水（台所、風呂場などの汚水）を集め、処理するための施設を整備する事業のことをいいます。地域性を考慮し、汚水を集めるための管路と処理施設を処理区域ごとに建設します。

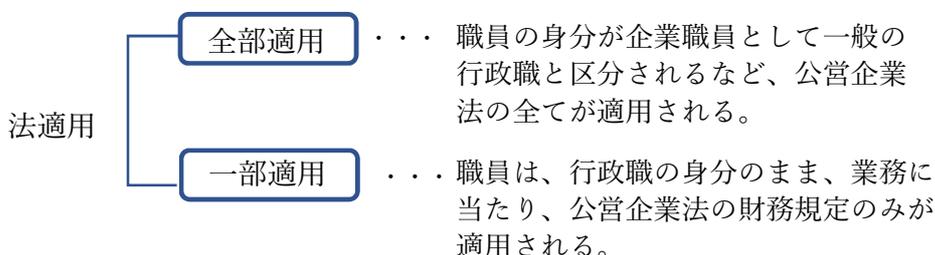
川越市では平成 12 年度から「鴨田処理区」の施設整備を行い、平成 18 年 4 月から供用を開始しました。また、2 箇所目の施設として「石田本郷処理区」の施設整備を行い、平成 24 年 4 月から供用を開始しています。

	鴨田処理区	石田本郷処理区
共用開始	H18.4.1	H24.4.1
管路延長	15,313m	10,506m
計画平均汚水量	559 m ³ /日	481 m ³ /日
接続戸数	384 戸 1,111 人	294 戸 914 人

2. 地方公営企業法の適用（総務省要請）

国から、農業集落排水事業へ公営企業会計を適用し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むように要請されています。

参考：「公営企業会計の適用の推進について」（総財公第 18 号 平成 27 年 1 月 27 日）



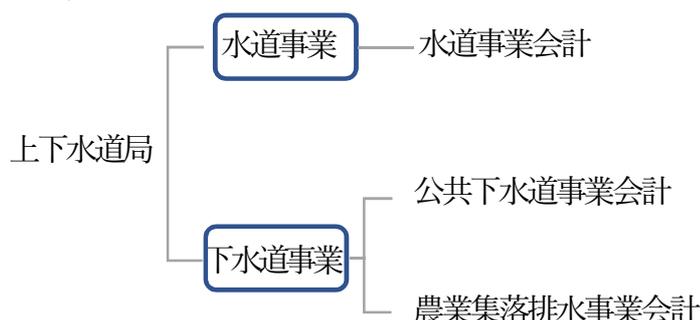
本市の農業集落排水事業への地方公営企業法の適用形態は、法の全部を適用するもの（全部適用）とし、適用時期は令和 7 年 4 月 1 日とします。

3. 上下水道局への移管

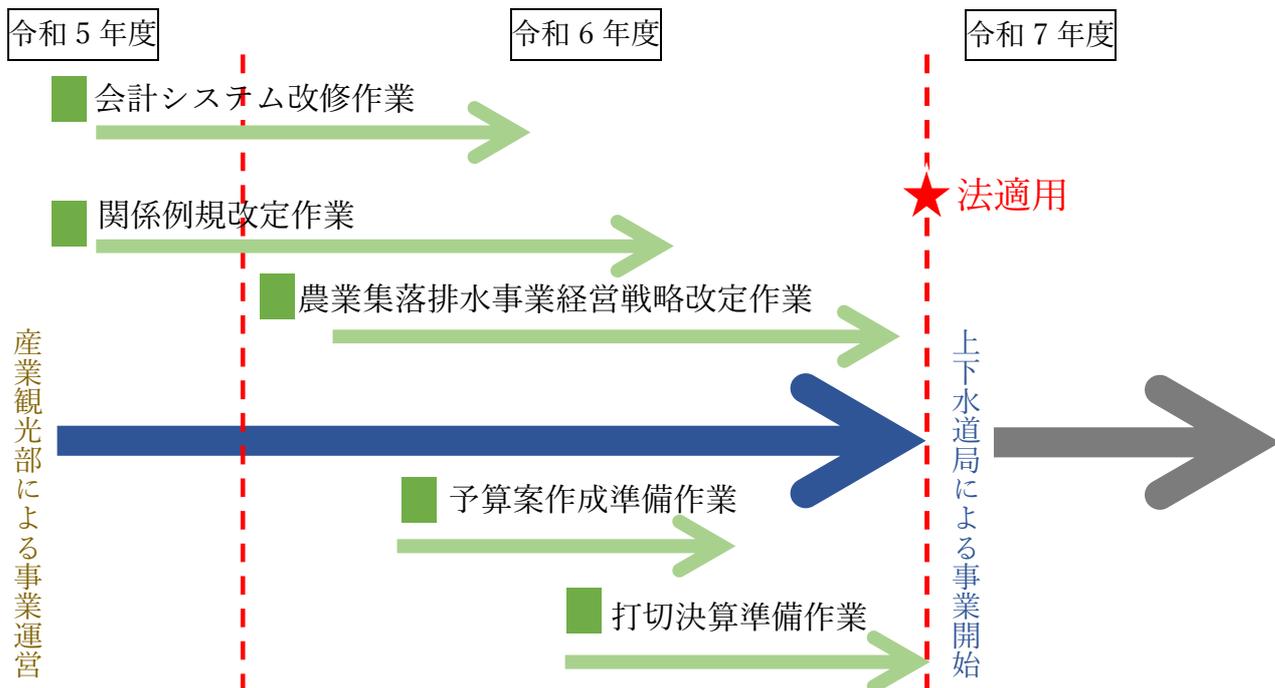
令和 7 年 4 月から上下水道局へ事務が移管されます。

これまでの産業観光部農政課で行っていた事務は、上下水道局内の各所管課へ振り分けられます（原則として公共下水道事業と同様となります）。

事務移管により、上下水道局が行う事務は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業をそれぞれ別の会計で行うことになります。



4. スケジュール



今後の事業の展望、経営方針など詳細については、令和 6 年度中に産業観光部（農政課）から説明させていただきたいと考えています。

